

# そこが知りたい!

くらしの金融知識

## 相続税とその対象となる財産

ある一定の年齢を過ぎると、だんだんと気になってくる相続という課題。相続をする人によけいな負担をかけないように生前に債務を整理するにはどうすればよいでしょうか。また、子どもや親族の仲を乱さないようなスムーズな相続にはどんなことが必要になるのでしょうか。相続に関してある程度の知識を蓄えながら、各種手続きを含めた事前準備をしておくことは、家族や親族のためにも大切なことです。

### 相続税が課税される財産

相続税は、「課税価格」に対して課税されます。課税価格とは、亡くなった個人（被相続人）といいますが、一切の財産に生命保険金・死亡退職金などのみなし相続財産や相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産を加えた額から、被相続人の債務や葬式費用を差し引き、これに相続開始前3年以内に被相続人から受けた一定の贈与財産を加えたものとなります。

被相続人の財産には土地建物・現金預金・有価証券・自動車・貴

金属・書画骨董品・家財などといったものが含まれます。また、民法上の相続財産ではありませんが、被相続人の死亡に伴い支払われる一定の死亡保険金や死亡退職金などについては、相続財産とみなして相続税の課税価格の計算に含めることとされています。これらを「みなし相続財産」といいます。

ただし、相続人の生活保障などの観点から、上記の相続財産やみなし相続財産のうち一定のものについては、相続税の課税価格に算入しない特例が設けられています。

例えば、被相続人の自宅敷地（居住用宅地）、店舗の敷地（事業

用宅地）、貸アパートの敷地（貸付事業用宅地）などを、親族が相続する場合などは、一定の要件の下で、これらの土地の評価額のうち一定額を相続税の課税価格に算入しない特例（これを「小規模宅地等特例」といいます）が設けられています。また、みなし相続財産のうち、相続人が受け取る死亡保険金、死亡退職金については、一定の金額が非課税とされます。

相続税の課税価格の計算上、遺産から差し引く債務としては、借入金・固定資産税などの税金、未払の医療費などで被相続人の死亡の際に現に存するものが対象とな

ります。

相続時精算課税制度とは、65歳以上の親から20歳以上の子への財産の贈与について、子が贈与を受けた年には贈与財産に対する贈与税（贈与財産の価額から2500万円を限度とする特別控除額を控除した金額の20%）を納め、親が亡くなったときにその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除する税制です。したがって、相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産は、相続税の課税価格計算に含まれます。

### 【監修・執筆】

タクトコンサルティング 情報企画室 室長／税理士／  
社会保険労務士／CFP®認定者

### 山崎 信義（やまざき のぶよし）

1967年大阪府生まれ。90年同志社大学経済学部卒業。同年（株）大和銀行（現、りそな銀行）入行、プライベートバンキング部門および（株）大和銀総合研究所で税務コンサルティング業務に従事。93年 税理士試験合格、2001年 タクトコンサルティング入社、タクトコンサルティング情報企画室室長として、相続、譲渡、事業承継から企業組織再編まで、資産税を機軸とした幅広いコンサルティング業務に携わる。各種セミナー講師としても活躍中。中小企業庁委託事業「中小企業の事業承継円滑化策の普及等に関する調査研究」主任調査員（08年）、独立行政法人中小企業基盤整備機構「事業承継マッチング支援コーディネートマニュアル作成事業」主任作業員（09年）

図表1：相続税の税額速算（平成25年4月現在）

相続税の税額速算表			平成27年以降の相続税の税額速算表		
各取得分の金額	税率	控除額	各取得分の金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	1,000万円以下	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円	1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円	3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～10,000万円以下	30%	700万円	5,000万円超～10,000万円以下	30%	700万円
10,000万円超～30,000万円以下	40%	1,700万円	10,000万円超～20,000万円以下	40%	1,700万円
30,000万円超	50%	4,700万円	20,000万円超～30,000万円以下	45%	2,700万円
			30,000万円超～60,000万円以下	50%	4,200万円
			60,000万円超	55%	7,200万円

葬式費用は被相続人の債務ではありませんが、相続が発生した場合に必ず生じる費用であることから、相続税の課税価格の計算上、差し引くことが認められています。

図表2：相続税の計算例（平成25年4月現在）

甲さんは平成25年4月に亡くなりました。甲さんの相続人は、長男Xさんと次男Yさんの2人（二人とも成人）です。甲さんが遺した財産（課税価格）1億円を、Xさんが6,000万円、Yさんが4,000万円ずつ相続した場合、XさんとYさんの納める相続税は次の通りに計算されます。

- ①課税価格1億円
- ②課税遺産総額の計算  
 $1億円 - (5,000万円 + 1,000万円 \times 2) = 3,000万円$
- ③相続税の総額の計算
  - ・法定相続分による各取得金額：3,000万円  $\times$  1/2 = 1,500万円
  - ・1人分の相続税額：1,500万円  $\times$  15% - 50万円 = 175万円
  - ・相続税の総額：175万円 + 175万円 = 350万円
- ④各人の算出税額
  - ・長男Xの相続税額：350万円  $\times$  6,000万円 / 1億円 = 210万円
  - ・次男Yの相続税額：350万円  $\times$  4,000万円 / 1億円 = 140万円

### 相続税の計算方法

相続税の計算方法は、以下のステップで進めます。

#### ①課税価格を計算します

相続財産や相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産の合計額から債務および葬式費用を控除

し、これに相続開始前3年以内に被相続人から受けた一定の贈与財産を加算し、相続税の課税対象となる課税価格を計算します。

#### ②課税遺産総額を計算します

課税価格が一定限度以下の場合には相続税は課税されません。この一定限度を「遺産に係る基礎控除」といいます。現在、基礎控除は「5000万円 + 1000万円  $\times$  法定相続人の数」の算式で計算された金額とされています。

なお、平成27年以降に発生した相続からは、基礎控除の計算方法が「3000万円 + 600万円  $\times$  法定相続人の数」に改正されます。

①で計算した課税価格から基礎控除額を差し引くと課税遺産総額になります。

#### ③相続税の総額を計算します

課税遺産総額を、実際に財産を取得したか否かに関係なく「法定相続人が法定相続分で分割したものと仮定して、その分割後の金額に対して各人ごとに税率を適用して各法定相続人の相続税額を計算します。この各法定相続人の相続税額を合計した金額が相続税の総額となります。このような計算方法とされているのは、どのように

遺産分割しようとも、相続税の総額が変わらないように配慮されているためです。

#### ④各人の算出税額を計算します

実際に財産を取得した人が、相続税の負担をします。各人が取得した財産の課税価格の比率に同じ、相続税の総額を按分することにより各人の算出税額が計算されます。

#### ⑤納める相続税額を計算します

各人の算出税額に、相続により財産を取得した人の属性に応じて相続税額の加算と減算（税額控除）を行います。

相続税額の加算とは、財産を取得した人が兄弟姉妹など被相続人の配偶者、父母、子以外の者である場合、税額控除を差し引く前の相続税額にその20%相当額を加算する制度です。なお、子が被相続人より先に死亡しているため相続人となった孫については相続税額の加算の対象とはなりません。被相続人の子が健在の場合において、被相続人の養子である孫が相続により取得した財産は、相続税額の加算の対象となります。

税額控除のうち代表的な「配偶者の税額軽減」とは、被相続人の

配偶者が相続により取得した正味の財産額が、1億6000万円と配偶者の法定相続分相当額のどちらが多い金額までは、配偶者に相続税がかからないという制度です（前頁図表1、2参照）。

**相続に関する具体的な手続き**

**① 相続後にやるべき手続き**

相続が発生した場合には、法定期限までにさまざまな手続きを行う必要があります。

**① 通夜・告別式**

個人が死亡したことを親族、知人等の関係者等に通知し、通夜や告別式等を行います。

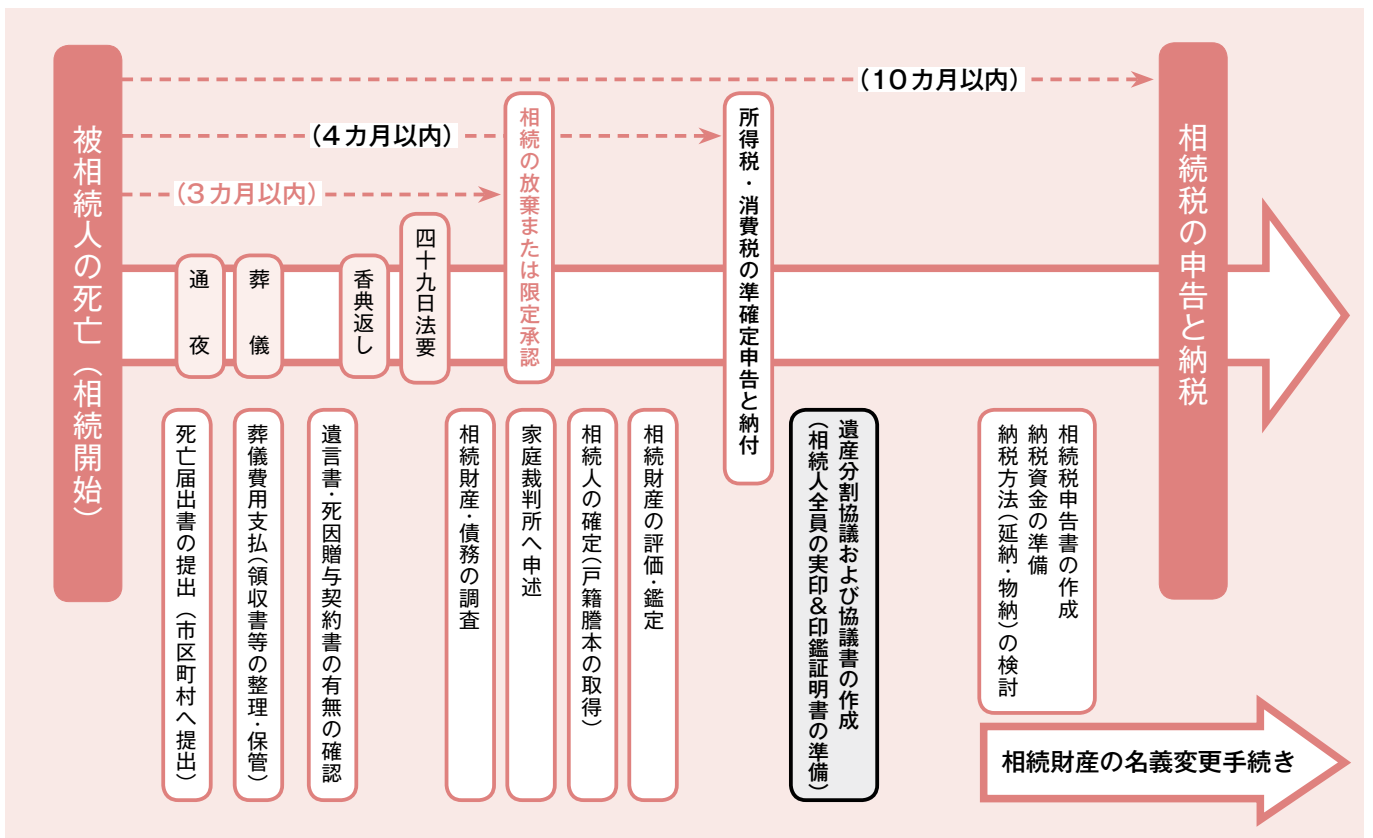
**② 死亡届出書の提出**

死亡した人の親族、同居者等は死亡したことを知った日から7日以内に死亡診断書等を添付して死亡届出書を市区町村長に提出しなければなりません。

**③ 相続の放棄**

被相続人の遺した財産よりも債務の額が大きいような場合は、相続の放棄をすることもできます。相続の放棄は、相続の開始があったことを知った日から3カ月以内

図表3：相続開始から相続税の申告と納税までのスケジュール



にしなければなりません。

**④ 所得税、消費税の準確定申告**

相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に相続人が申告しなければなりません。また、この日までに所得税や消費税の納税も必要です。

**⑤ 相続税の申告**

相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に相続・遺贈等によって財産を取得した者が申告しなければなりません。また、この日までに相続税の納税も必要です。

申告期限までに所得税や消費税、相続税の申告をしない場合、申告により納める税金のほか、ペナルティとして無申告加算税が課されます。また、申告期限までに所得税や消費税、相続税の納税をしない場合は、遅延利息として延滞税を納める必要があります。余計な税金の支払いをしないためにも、期限内の申告と納税を心がけたいものです（図表3参照）。

**② 遺産分割**

遺産は相続人が複数いる場合には、とりあえず相続人の共有財産とされます。相続人は、いつでも話し合いにより遺産を分けること



ができます。この話し合いを「遺産分割協議」といいます。

遺産分割協議の成立の結果を証明するために作成する書面が、遺産分割協議書です。遺産分割協議書は、相続人間で合意した内容を証明する重要な書類です。このため署名と実印での押印が必要とされ、さらに実印による押印を証明するため印鑑証明書を添付することが求められます。

遺産分割協議書は、遺産の相続手続の際に必要な書類です。例えば、不動産の相続登記を行う場合に遺産分割協議書を登記申請書に添付しますし、預貯金の相続手続の場合にも金融機関から遺産分割協議書の提示を求められます。

民法上、遺産分割に期限は設けられていませんので、相続が開始してから5年後、10年後であっても遺産分割をすることもできます。しかし、相続人が亡くなり、相続人が後を引き継ぐような場合は、遺産分割にかかわる人間が多くなり、遺産分割がまとまりにくくなります。したがって、できるだけ早く分割協議を成立させることが大事です。

また、相続税の特例である配偶者の税額軽減、小規模宅地等特例等については、申告期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内）までに遺産分割が確定していないと、当初の申告においては適用を受けることができません。特例が受けられず、余分な納税をすることのないように、遅くとも相続税の申告期限までには遺産分割協議をまとめておくことが不可欠といえます。

**遺言を含め生前の準備として必要なこと**

**① 遺言の作成**

**① 遺言の種類**

遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類があります。

自筆証書遺言は、遺言者その全文、日付および氏名を自書し、これに印を押すことにより作成します。長所は、遺言者が自書するため、ほかの2つの方法に比べ費用がかからないことです。短所は、本当に本人が書いたものかどうか争いになることもあることです。また、相続発生後には家庭裁判所

**遺言書**

遺言者○○○○は、次のとおり遺言する。

一、私名義の次の物件を△△△△に相続させる。

1. ××市××町×丁目×番

宅地 ×××平方メートル

2. 同所同番地所在

家屋番号×番 木造瓦葺き二階建居宅  
床面積 ×××平方メートル

◎◎◎⑥㊦

二、私名義の××銀行~~支店~~支店に有する貯金すべてを  
□□□□に相続させる。

三、私が所有している××株式会社の株式○○株を、◇◇◇◇に相続させる。

四、以上に定める財産以外のすべての財産を、△△△△に相続させる。

五、この遺言の執行者として、××市××町×丁目×番

●●を指定する。

六、遺言執行者●●に対して、本遺言執行のための金庫の開扉、内容物の引取および解約(同手続又は行為をするに

あたり相続人の同意を要しない)並びに預貯金等の名義変更、解約および換金等一切の処分を行う権限を付与する。

①平成××年××月××日

××県××市××町×丁目×番×号

②遺言者 ○○○○ ③㊦

④本遺言書中九行目中、「☆☆」を「◎◎」と訂正した。

⑤○○○○

**【自筆証書遺言を作成する際の形式上の注意点】**

- ・全文自筆で作成(ワープロ等不可)。①日付、②署名、③押印が必要。これらの要件を欠くものは無効となる。
- ・加除訂正の際には、④場所を特定した上で変更の内容を記し、⑤署名、⑥変更の箇所に押印することが必要。

の検認を受けなければなりません。公正証書遺言は、証人2人の立会のもとに、遺言者が遺言の趣旨を公証人に伝え、公証人がそれを筆記し、これに遺言者、証人および公証人が自署押印することにより作成します。長所は、公証人が作成するため、極めて証拠能力が高いことです。また、紛失した場合にも、原本が公証人役場に保管されているので問題ありません。短所は、証人2人の立会のもとに公証人が作成するため、手間と費用がかかることです。

秘密証書遺言とは、遺言者が証書に署名押印し、その証書を証書に用いた印章で封印し、その封書を公証人および証人2人以上の前に提出して、自己の遺言書である旨ならびに筆者の氏名および住所を申述し、公証人がその証書を提出した日付および遺言者の申述を封紙に記載した後に、遺言者および証人が自署押印することにより作成します。また、相続発生後は家庭裁判所の検認を受けなければなりません。

それぞれに長所と短所がある遺言の方法ですが、費用がかかるものの、家庭裁判所の検認手続が不

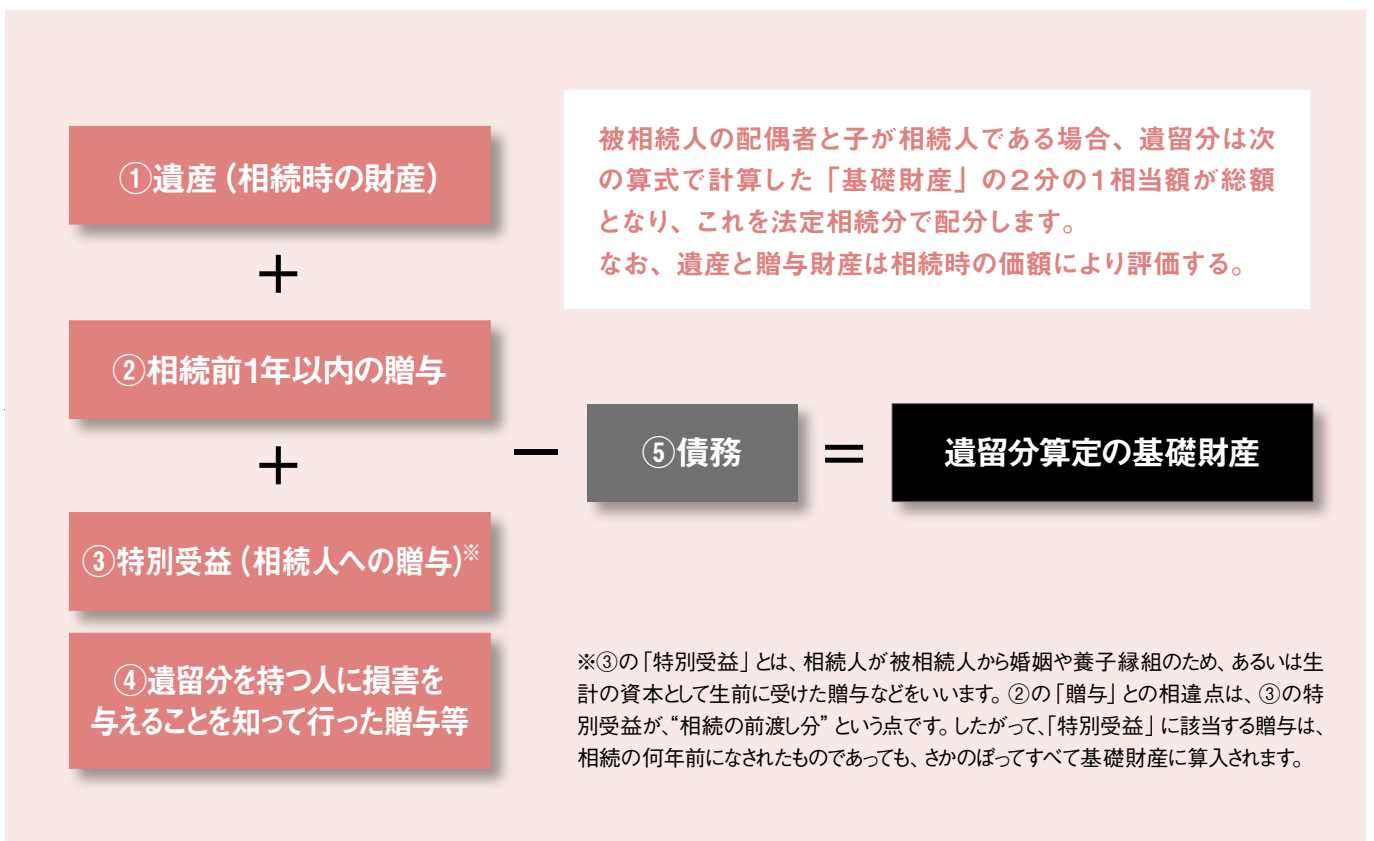
要である公正証書遺言が一番確実な方法です(前頁図表4参照)。

② 遺留分

被相続人が遺言を作成していた場合、被相続人の遺志を尊重するならば、遺言の内容通りに財産を配分すべきです。しかし、被相続人が相続人以外の人に全財産を渡してしまった場合や、特定の相続人に対して全財産を生前に贈与または相続させた場合、相続人のなかで被相続人の財産を全く、あるいはわずかしか相続できない人が生ずるおそれがあります。このような場合、遺産がもらえない相続人は生活に支障をきたすかもしれませんし、被相続人の財産の形成に相続人が協力してきたことへの配慮に欠けるという問題もあります。このようなことから、民法では、遺産のうち一定の割合については、相続人に遺産をもらええる権利を保証しています。これを「遺留分」といいます(図表5参照)。

遺留分が認められるのは、兄弟姉妹以外の相続人です。相続人である兄弟姉妹には遺留分がありません。被相続人の配偶者または子が相続人である場合、相続財産の2分の1が遺留分権利者全体の遺

図表5：遺留分の計算方法



留分となります。遺留分権利者が複数いるときは、全体の遺留分の割合に、それぞれの法定相続分の掛けたものが、その相続人の遺留分の割合になります。例えば、相続人が配偶者と子2人の場合は、配偶者の遺留分は4分の1 ( $1/2 \times 1/2$ )、子1人あたりの遺留分は8分の1 ( $1/2 \times 1/4$ ) となります。

遺留分を侵害された遺留分権利者は、遺留分の減殺請求をすることにより財産を取り戻すことができます。遺留分の減殺請求は、実務上は、内容証明郵便により、贈与・遺贈を受けた人に対して意思表示を行う方法がとられています。なお、遺留分制度は、遺留分権



利者が遺留分を侵害された場合には遺留分を取り戻す権利があるといるものです。遺留分を侵害した遺言であっても、遺言そのものが無効になるわけではありません。

### (2) その他生前の準備

#### ① 財産に関する準備

相続後のスムーズな遺産分割を考える場合、相続人が分けやすいように所有財産の中身を見直しておくことが大切です。一般的に、維持管理に手間がかからず、分けやすく、価格変動もなく、葬儀費用や納税資金に充てられる預貯金、相続人が相続したい財産です。

これに対し、管理に手間や費用のかかる不動産は、自分の住む物件か、賃貸物件で安定収入の見込めるものでないと、相続人は相続したくないのが最近の相続の実情です。相続人に不動産を遺す場合は、生前に隣地との境界確定や測量をしておくなどしておき、子が相続しやすいように準備をしておいたほうがよいでしょう。

なお、不動産を相続する場合には、不動産を複数の相続人が共有で相続することです。このような相続の方法は問題を先送りするだけ

で、将来の開発や売却の際に争いになるおそれがあることから、避けるべきです。

#### ② 債務に関する準備

相続人への相続を考える場合、財産以上に債務の取扱いに注意が必要で、

民法上、相続人は被相続人の権利義務を無限に承継することになっていきます。借金や保証など被相続人の債務も、法定相続分に応じて相続するのが原則です。相続が発生すると、相続人は被相続人の財産について遺産分割を行いますが、借入金や保証といった債務については、相続開始時点において各相続人に法定相続割合で自動的に分けられることになっており、遺産分割の対象とはなりません。相続人の中でプラス財産の遺産分割とあわせ、債務承継についても話し合っ

て合意を得ることは必要ですが、これはあくまで相続人間での合意であって、債権者には対抗できません。例えば、被相続人の債務をすべて相続人Aさんが負担する遺産分割を行ったとしても、そのAさんが債務弁済を行わないと、債権者は他の相続人に対し、法定相続分に見合う債務の弁済を

請求することができます。

このような債務の相続を避けるためには、相続人は相続開始があったことを知ったときから3カ月以内に、相続放棄の手続きをする必要があります。

債務についての相続前の事前の準備としては、相続人によい負担をかけないように債務を生前になるべく整理しておく、やむをえずに相続させるときには、その内容を相続人に伝えておくなどの配慮が不可欠です。

### (3) まとめ、遺留分を踏まえた財産承継が重要

相続により財産を次世代へ渡す際のポイントは、相続人(特に子)には極力、公平に財産をわたすことにつきます。(1) (2)でお話ししたとおり、相続人は、相続による自分の取り分が遺留分より少なければ、遺留分減殺請求によって、財産を取り戻すことができます。ただし、相続人間でこれを実行すれば、信頼関係が崩れてしまうかもしれません。相続で不幸な結末を迎えないためにも、次世代への財産の配分には慎重を期し、相続人の遺留分を確保するようにしたいものです。